

写

平成22年10月4日

越谷市長 高橋 努 様
越谷市教育委員会教育長 吉田 茂 様

越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
会長 入江直子

公の施設に係る指定管理者候補者の選定について（答申）

平成22年9月27日付け、越企第296号をもって諮問のありました指定管理者候補者の選定について審査を行い、下記のとおり答申します。

記

- 1 越谷市中央市民会館の指定管理者候補者
名称 財団法人 越谷市施設管理公社
所在地 越谷市増林二丁目33番地
代表者 理事長 武藤 繁雄
- 2 花田苑の指定管理者候補者
名称 財団法人 越谷市施設管理公社
所在地 越谷市増林二丁目33番地
代表者 理事長 武藤 繁雄
- 3 キャンベルタウン野鳥の森の指定管理者候補者
名称 財団法人 越谷市施設管理公社
所在地 越谷市増林二丁目33番地
代表者 理事長 武藤 繁雄
- 4 緑の森公園越谷市弓道場の指定管理者候補者
名称 財団法人 越谷市施設管理公社
所在地 越谷市増林二丁目33番地
代表者 理事長 武藤 繁雄
- 5 審査結果は別紙のとおり

1 越谷市中央市民会館の審査結果

応募者名	配点の合計	委員の総評価点の平均
財団法人 越谷市施設管理公社	560	328

審査に加わった委員の評価点の平均を求め、配点合計の50%(280点)以上であったため、財団法人 越谷市施設管理公社を指定管理者候補者に選定します。

特に、市内各施設の管理運営実績がある点を評価しました。なお、これまでの実績を今後の管理運営に活かすことを期待します。

【 審査の詳細 】

(数値は委員評価の平均点)

選定項目及び選定基準	配点	財団法人 越谷市 施設管理公社
1 利用対象者の平等利用が確保されていること	(80)	
(1) 申請団体の設立目的・経緯・主な事業内容	40	20
(2) 指定管理業務を行うに当たっての経営方針	40	24
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること	(120)	
(1) 施設の現状認識と将来像	20	11
(2) 市民ニーズの把握と実現策	20	10
(3) 利用者に対する業務水準の維持・サービスの向上策	20	10
(4) 自主事業計画	20	9
(5) 施設の維持管理計画	20	11
(6) 広報・利用促進計画	20	11
3 管理経費の縮減が図られるものであること	(40)	
(1) 事業計画と収支計画の妥当性	20	12
(2) 管理経費の削減に取り組む内容	20	11
4 管理を安定して行う能力を有するものであること	(160)	
(1) 同種の事業における実績	40	30
(2) 経営状況の安定性	40	28
(3) 管理運営の実施体制及び組織	40	26
(4) 職員の研修体制	20	11
(5) 危機管理体制	20	12
5 その他	(160)	
(1) 個人情報保護についての仕組み、方針	40	20
(2) 情報公開についての仕組み、方針	40	20
(3) 市民の雇用対策	40	30
(4) 市との連携確保	40	22
合計	(560)	328

2 花田苑の審査結果

応募者名	配点の合計	委員の総評価点の平均
財団法人 越谷市施設管理公社	580	335
(応募者A)		332

審査に加わった委員の評価点の平均を求め、最も高い応募者で、かつ配点合計の50% (290点) 以上であった財団法人 越谷市施設管理公社を指定管理者候補者に選定します。

特に、市内各施設の管理運営実績がある点を評価しました。なお、これまでの実績を今後の管理運営に活かすことを期待します。

【 審査の詳細 】

(数値は委員評価の平均点)

選定項目及び選定基準	配点	財団法人 越谷市施設 管理公社	(応募者A)
1 利用対象者の平等利用が確保されていること	(80)		
(1) 申請団体の設立目的・経緯・主な事業内容	40	20	22
(2) 指定管理業務を行うに当たっての経営方針	40	24	24
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること	(120)		
(1) 施設の現状認識と将来像	20	11	11
(2) 市民ニーズの把握と実現策	20	10	9
(3) 利用者に対する業務水準の維持・サービスの向上策	20	9	10
(4) 自主事業計画	20	8	12
(5) 施設の維持管理計画	20	11	10
(6) 広報・利用促進計画	20	10	10
3 管理経費の縮減が図られるものであること	(60)		
(1) 事業計画と収支計画の妥当性	20	12	11
(2) 管理経費の削減に取り組む内容	20	11	13
(3) 現在の委託料以下の金額	20	10	14
4 管理を安定して行う能力を有するものであること	(160)		
(1) 同種の事業における実績	40	30	20
(2) 経営状況の安定性	40	28	28
(3) 管理運営の実施体制及び組織	40	26	24
(4) 職員の研修体制	20	11	11
(5) 危機管理体制	20	12	9
5 その他	(160)		
(1) 個人情報の保護についての仕組み、方針	40	20	20
(2) 情報公開についての仕組み、方針	40	20	20
(3) 市民の雇用対策	40	30	32
(4) 市との連携確保	40	22	22
合計	(580)	335	332

3 キャンベルタウン野鳥の森の審査結果

応募者名	配点の合計	委員の総評価点の平均
財団法人 越谷市施設管理公社	580	335
(応募者A)		224

審査に加わった委員の評価点の平均を求め、最も高い応募者で、かつ配点合計の50% (290点) 以上であった財団法人 越谷市施設管理公社を指定管理者候補者に選定します。

特に、管理を安定して行う能力を高く評価しました。なお、これまでの実績を今後の管理運営に活かすことを期待します。

【 審査の詳細 】

(数値は委員評価の平均点)

選定項目及び選定基準	配点	財団法人 越谷市施設 管理公社	(応募者A)
1 利用対象者の平等利用が確保されていること	(80)		
(1) 申請団体の設立目的・経緯・主な事業内容	40	20	22
(2) 指定管理業務を行うに当たっての経営方針	40	24	26
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること	(120)		
(1) 施設の現状認識と将来像	20	12	9
(2) 市民ニーズの把握と実現策	20	10	9
(3) 利用者に対する業務水準の維持・サービスの向上策	20	9	11
(4) 自主事業計画	20	12	11
(5) 施設の維持管理計画	20	11	6
(6) 広報・利用促進計画	20	10	6
3 管理経費の縮減が図られるものであること	(60)		
(1) 事業計画と収支計画の妥当性	20	11	6
(2) 管理経費の削減に取り組む内容	20	10	9
(3) 現在の委託料以下の金額	20	10	12
4 管理を安定して行う能力を有するものであること	(160)		
(1) 同種の事業における実績	40	30	18
(2) 経営状況の安定性	40	28	4
(3) 管理運営の実施体制及び組織	40	26	16
(4) 職員の研修体制	20	11	7
(5) 危機管理体制	20	11	6
5 その他	(160)		
(1) 個人情報の保護についての仕組み、方針	40	20	10
(2) 情報公開についての仕組み、方針	40	20	10
(3) 市民の雇用対策	40	28	12
(4) 市との連携確保	40	22	12
合計	(580)	335	224

4 緑の森公園越谷市弓道場の審査結果

応募者名	配点の合計	委員の総評価点の平均
財団法人 越谷市施設管理公社	600	361
(応募者A)		318
(応募者B)		205

審査に加わった委員の評価点の平均を求め、最も高い応募者で、かつ配点合計の50% (300点)以上であった財団法人 越谷市施設管理公社 を指定管理者候補者に選定します。

特に、施設の管理だけでなく、弓道の普及促進にも協力する姿勢を評価しました。なお、これまでの実績を今後の管理運営に活かすことを期待します。

【 審査の詳細 】

(数値は委員評価の平均点)

選定項目及び選定基準	配点	財団法人 越谷市施設 管理公社	(応募者 A)	(応募者 B)
1 利用対象者の平等利用が確保されていること (80)				
(1) 申請団体の設立目的・経緯・主な事業内容	40	20	20	12
(2) 指定管理業務を行うに当たっての経営方針	40	24	20	12
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること (140)				
(1) 施設の現状認識と将来像	20	12	10	7
(2) 市民ニーズの把握と実現策	20	10	9	9
(3) 利用者に対する業務水準の維持・サービスの向上策	20	11	10	9
(4) 興行の誘致計画	20	8	7	12
(5) 自主事業計画	20	12	9	9
(6) 施設の維持管理計画	20	11	10	8
(7) 広報・利用促進計画	20	10	11	8
3 管理経費の縮減が図られるものであること (60)				
(1) 事業計画と収支計画の妥当性	20	11	10	5
(2) 管理経費の削減に取り組む内容	40	26	26	10
4 管理を安定して行う能力を有するものであること (160)				
(1) 同種の事業における実績	40	30	18	8
(2) 経営状況の安定性	40	28	26	10
(3) 管理運営の実施体制及び組織	40	28	22	16
(4) 職員の研修体制	20	11	11	9
(5) 危機管理体制	20	13	9	7
5 その他 (160)				
(1) 個人情報保護についての仕組み、方針	40	20	20	12
(2) 情報公開についての仕組み、方針	40	20	20	8
(3) 市民の雇用対策	40	32	28	18
(4) 教育委員会との連携確保	40	24	22	16
合計 (600)		361	318	205